

駐車場施策に関する最近の話題について

平成21年6月
国土交通省都市・地域整備局
街路交通施設課
財団法人 全日本駐車協会

(1) 自動二輪車駐車場の整備促進について

1) 平成18年駐車場法改正について

平成18年6月に施行された改正道路交通法（放置車両についての使用者責任の拡充、取締関係事務の民間委託）に伴い、同年11月に駐車場法を改正し、自動二輪車を駐車場法の対象とし、整備の遅れている自動二輪車駐車場の整備を推進しています。

2) 自動二輪車駐車場対策について

以下の自動二輪車駐車場対策をご紹介します。

自動二輪車駐車場整備促進税制の延伸【資料1】

平成19年度より、自動二輪車専用の届出駐車場の設置に対して、不動産取得税、固定資産税の特例措置を設けていますが、これらの特例措置は平成21年度から適用期限が2年間延長されます。適用にあたっては、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定基本計画に位置づけられ、かつ駐車場整備計画に主要な路外駐車場と位置づけられることが要件となっていますので、積極的に活用して頂きますようお願いいたします。

自動二輪車駐車システムの技術開発【資料2】

国土交通省では、自動二輪車の違法駐車を解消し、円滑な自動車交通や安全・安心な歩行者交通を確保するため、平成19年度より2箇年にわたり、機械式駐車場における自動二輪車に対応した駐車設備の技術開発を実施しました。2箇年にわたる本調査の成果として、さまざまな実証実験等をふまえ、自動二輪車を受け入れるシステムに関する技術的な基準案をまとめました。

既存の駐車場や自転車駐車場で自動二輪車を受け入れる工夫をしている事例

【資料3】

既存の駐車場や自転車駐車場において、自動二輪車を受け入れる工夫をしている事例が多数ございますので、参考にして頂きますようお願いいたします。

(2) 路外駐車場のバリアフリー化について【資料4】

移動等円滑化基準への適合

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進する目的で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を新たに制定し、平成18年12月20日に施行されました。従来より、交通バリアフリー法、ハートビル法で対象であった旅客施設、建築物、道路等に加え、路外駐車場が対象となりました。

路外駐車場管理者は、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務が生じているほか、既存の施設について基準適合の努力義務が生じていますので、法の主旨をふまえて、ご対応の程よろしく願います。

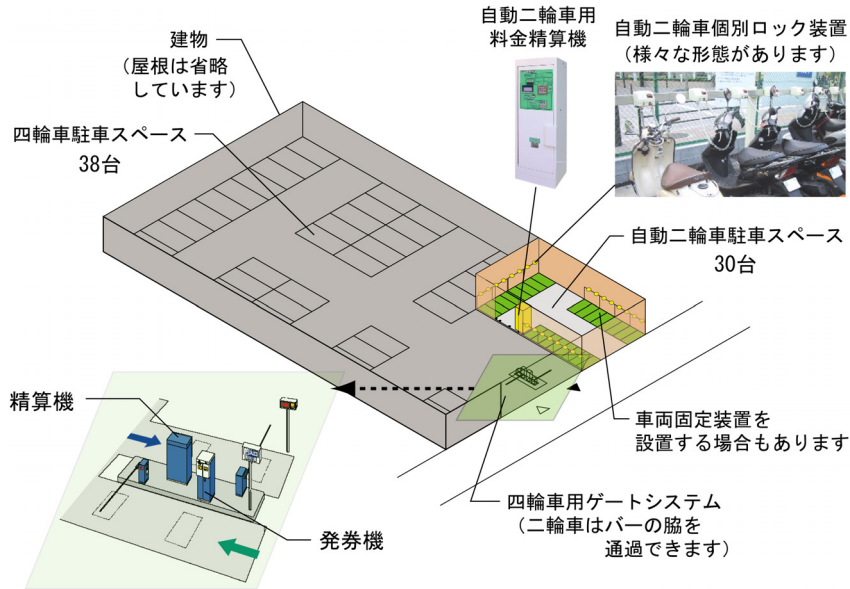
心のバリアフリーの推進

法に基づく「移動等の円滑化の促進に関する基本方針」において、心のバリアフリーの重要性を示しています。身体障害者用駐車スペースを健常者が利用して、高齢者、障害者等の利用が妨げられることがないように、積極的に広報活動等に努められますようお願いいたします。

【資料1】自動二輪車駐車場整備促進税制

平成19年度創設(平成21年度より2箇年延伸)

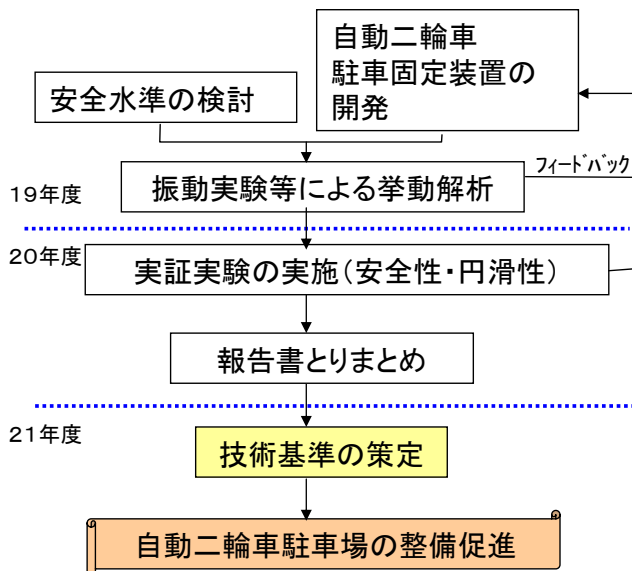
地下又は複数の階に設けられる路外駐車場(自動二輪車専用駐車場に限る。)で、駐車場整備地区内において市町村が定める駐車場整備計画において「主要な路外駐車場」として位置づけられた届出駐車場のうち、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき内閣総理大臣が認定した基本計画に定められたものについて、不動産取得税、固定資産税の課税の特例措置が適用



自動二輪車・四輪車併用駐車場のイメージ図

【資料2】自動二輪車駐車システムの技術開発

◎機械式立体駐車場(四輪駐車場)に自動二輪車を受け入れるためのシステムの技術開発を実施(H19~20)



加振機による実験イメージ

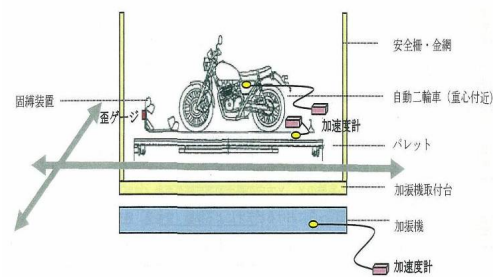


図 加振機による実験イメージ

実験の一例(静的転倒実験)



【資料3】自動二輪車の受け入れを工夫している事例

1. 自転車駐車場で受け入れている事例

仙台市、東京都大田区、さいたま市、川崎市、京都市、広島市、北九州市等で実施中



仙台駅西口駐輪場(仙台市)



川崎駅周辺自転車等駐車場(川崎市)



小町自転車等駐車場(広島市)

2. 四輪用駐車場の一部を常時転用して受け入れている事例

仙台市、東京都中央区、東京都練馬区、横浜市、浜松市、大阪市、京都市、神戸市等で実施中



みなとみらい公共駐車場(横浜市)



大阪駅前第1ビル地下駐車場(大阪市)



練馬駅北口地下駐車場(東京都練馬区)

3. 四輪用駐車場の駐車マスを一輪と二輪でフレキシブルに受け入れている事例

東京都中野区、名古屋市で実施

【資料4】路外駐車場のバリアフリー化

- 平成18年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が成立、施行
- 法の対象に旅客施設、道路、建築物とともに路外駐車場も追加
- 新設の路外駐車場については、移動等円滑化基準への適合義務、既存のものについては、基準適合への努力義務が生じている
- 特に既存の駐車場のバリアフリー化が進むよう、法の主旨の徹底、啓発等が必要

